

第2章

風水害応急対策計画

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計画編				

第1節 応急活動体制

【実施主体】

市	全部署、消防団
関係機関	横浜地方気象台、鎌倉警察署、大船警察署

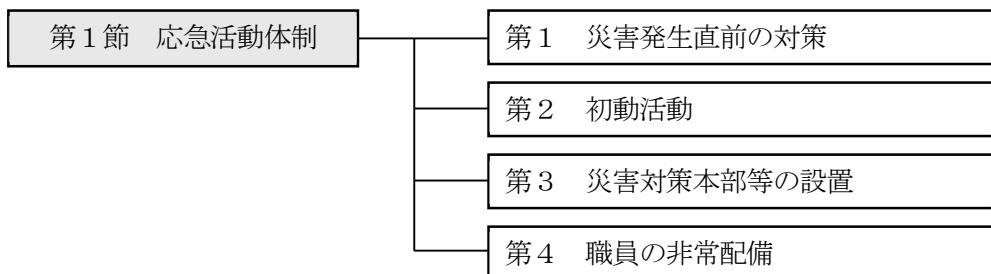
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

風水害については、気象・水象情報の分析により、災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、災害発生直前の対策が極めて重要です。

市は、速やかに災害対策本部の設置、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備します。

【施策の体系】



第1 災害発生直前の対策

1 警戒及び注意の喚起

(1) 横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮等による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて気象警報又は気象注意報を発表し、市民や関係機関の警戒や注意を喚起します。

また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、市に伝達します。

(2) 市は、平常時からホームページ等様々な手段を用いて、洪水等により浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等について、関係市民等に対し周知徹底を図り、降雨時等に混乱なく避難できるよう努めます。

(3) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、洪水等により浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行います。その結果、危険と認められる場合には、市長は、地域住民に対して避難情報を発令するとともに、適切な避難誘導を実施するよう努めます。

特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、地域住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めます。

(4) 市は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達するものとします。

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

- (1) 市長は、危険が切迫し、必要があると認めるときには、必要と認める地域の居住者等に対し立ち退きの指示を行います。
- (2) 市長は、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、その避難行動支援対策を行うことを考慮し、早めの段階で避難行動の開始を求める高齢者等避難を発令します。
- (3) 市長は、市民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めます。
- (4) 市は、災害の状況に応じて避難情報を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を市民がとれるように努めます。
- (5) 市は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。
- (6) 市民への避難情報の伝達に当たっては、防災行政用無線を始め、ケーブルテレビ（（株）ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、鎌倉市公式LINE、市ソーシャルメディア（ツイッター等）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めます。
- (7) 水防管理者（市長）は、洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、ラジオ、信号又はその他の方法により立ち退き又はその準備を指示します。また、その旨を遅滞なく鎌倉警察署長及び大船警察署長に通知します。

また、市長は、関係者と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成するとともに、これに伴う必要な措置を講じます。その主な内容は、次の事項を具備するものとします。

- ア 避難場所及びその開設・運営責任者並びに収容人員
- イ 避難の経路及び誘導方法、並びに要支援者支援要領
- ウ 避難場所への経路の標識及び照明設備
- エ 避難開始時期
- オ 給水・給食・休養・衛生等の避難生活支援体制
- カ 在宅避難、残留者の確認方法

3 避難所の開設

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。

4 災害未然防止活動

- (1) 水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は、隨時、区域内の河川・海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (2) 水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は、気象の悪化が予想されるときは、前記の監視及び警戒を更に厳重にし、事態に即応した措置を講じる。
- (3) 水防管理者（市長）は、その区域内における水こう門等を把握し、その管理者に適切な操作を行わせ、水災を未然に防止するよう措置するものとします。
- (4) 河川管理者、海岸管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、防潮門扉等の適切な操作を行うものとします。その操作に当たり、これによって生じる危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、災害対策本部長及び警察署長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置をとるものとします。

5 広域避難

市長は、大規模災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民等の避難場所の確保が困難となり、市外への避難及び避難場所や避難所が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への市民等の受入れについては当該市町村に直接協議し、県外の他の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

第2 初動活動

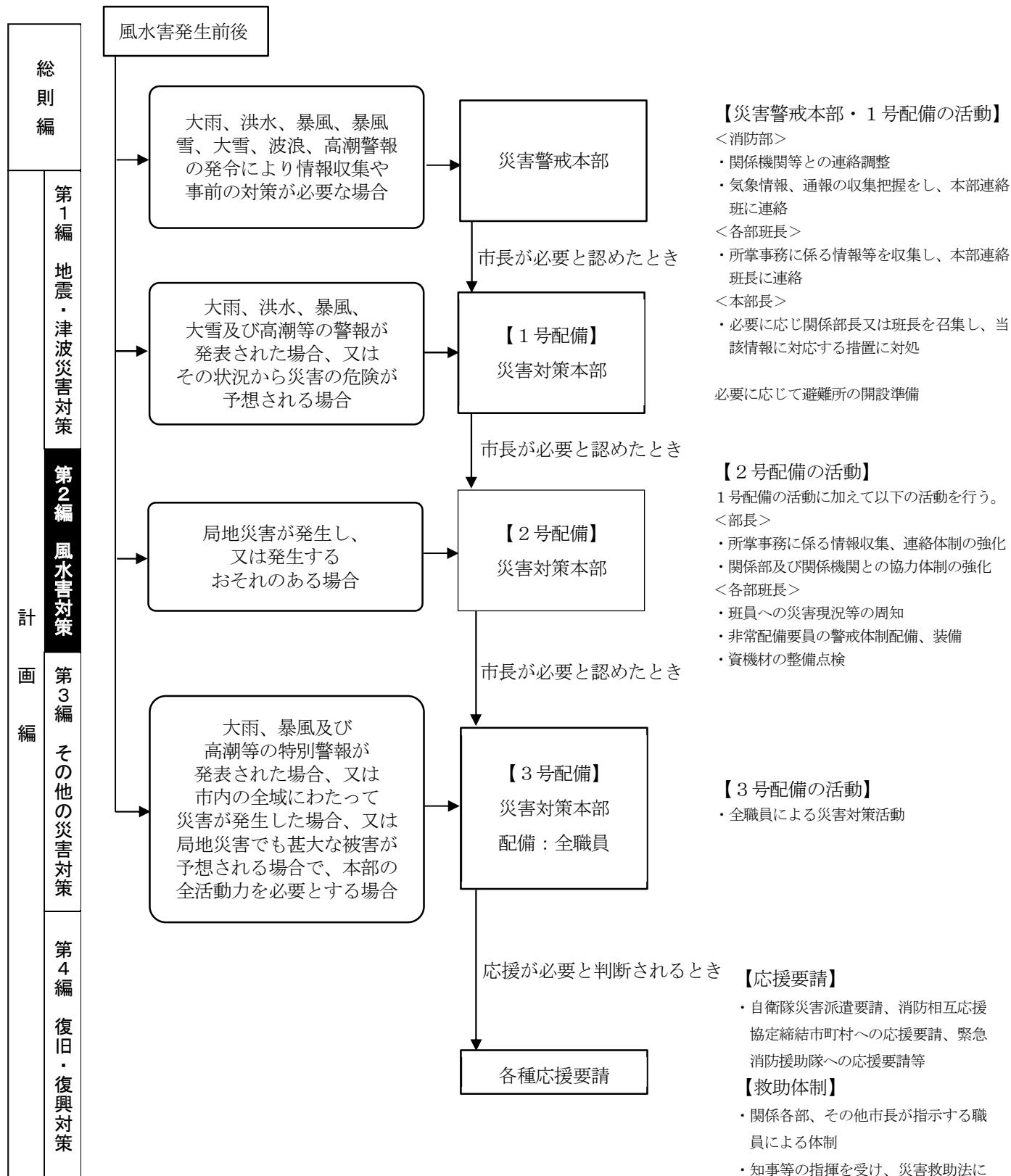
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する初動活動について、①勤務時間内、②勤務時間外に災害が発生したケースに分けてその内容を定めます。

- ① ケース1：勤務時間内及びその前後に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合
- ② ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合

1 ケース1：勤務時間内及びその前後に災害が発生した、又は発生するおそれがある場合

勤務時間内及びその前後に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急措置として、次の図に示す措置を行います。

図 風水害による初動活動の流れ



2 ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

非常配備体制（1号・2号・3号）となった場合には、所属長が配備する人員をあらかじめ決定しておき、電話連絡等を行い参集します。

職員の自動参集基準は、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

参集後は、ケース1の勤務時間内及びその前後と同じ活動を行います。

第3 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項、及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市役所本庁舎に災害対策本部の標示を行います。

災害対策本部は、災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあっては、平常時の市の組織をもって対処する、若しくは災害警戒本部を設置し警戒に当たります。

1 災害警戒本部の設置

(1) 組織

災害警戒本部の組織は、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

(2) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

災害警戒本部の設置基準

大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮警報の発令により情報収集や事前の対策が必要な場合。

ア 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、市役所本庁舎に設置します。

イ 配備

配備の基準については、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

(3) 災害警戒本部の事務分掌

災害警戒本部長は、副市長をもってて、事務分掌は、鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程に定めるところによります。

(4) 災害警戒本部の解散基準

災害警戒本部長は、災害対策本部が設置されたとき又は災害発生のおそれがなくなつたと認められたとき、災害警戒本部を解散します。

2 災害対策本部の設置

(1) 組織

災害対策本部の組織は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

(2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、以下に示すとおりです。

災害対策本部の設置基準

- 大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合、又はその状況から災害の危険が予想される場合
- 局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合
- 市内の全域にわたって災害が発生した場合、又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とする場合

ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置します。

イ 配備

(ア) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

(イ) 配備の基準については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

(3) 災害対策本部の解散基準

災害対策本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、災害対策本部を解散します。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県知事、関係機関、報道機関等に連絡します。

3 現地災害対策本部の設置運営等

(1) 現地災害対策本部の組織及び運営

現地災害対策本部及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用します。

(2) 現地災害対策本部の開設

ア 現地災害対策本部長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

(3) 連絡調整会議

ア 会議の開催

災害対策本部長は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めたとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、現地災害対策本部において、災害の状況からみて市で処理できると認めるときに、連絡調整会議を開催します。

イ 協議事項

- (ア) 応急対策実施に関する基本方針
- (イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域
- (ウ) その他必要事項

ウ 専門機関の長の意見

連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めて行います。

(4) 職務・権限の代行

災害対策本部長が不在の場合は、鎌倉市災害対策本部条例第2条により、災害対策副本部長が代理するものとします。

- ◆ 資料8-3：鎌倉市災害対策本部条例
- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

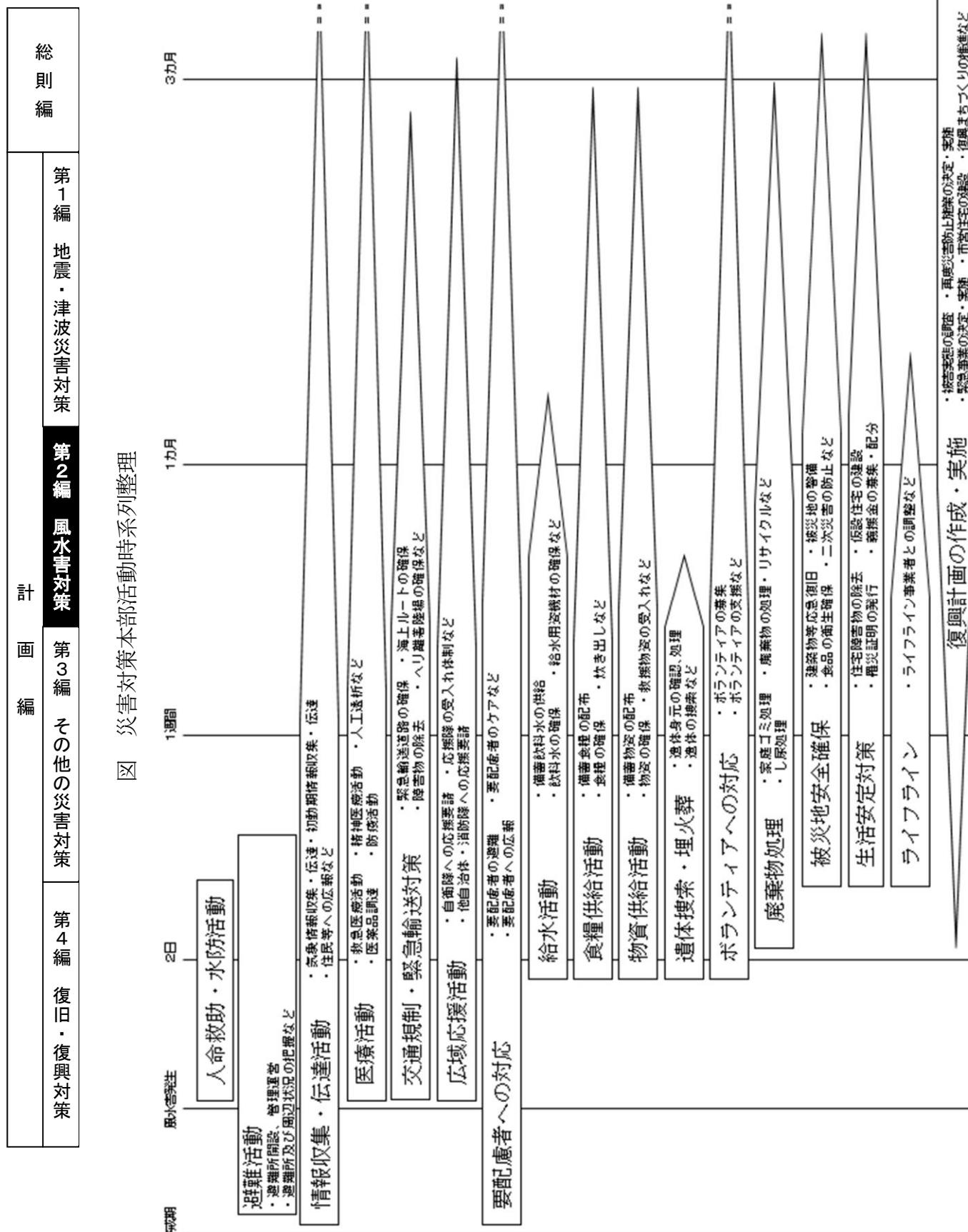
総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編 第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策



第4 職員の非常配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の非常配備に関しては、この計画の定めるところによります。

1 非常配備計画

(1) 非常配備体制の編成

ア 非常配備体制は、非常配備基準に基づき編成します。ただし、災害対策本部長は、災害の種類、規模、発生の時期、その他により必要と認められるときは、非常配備基準と異なる体制を編成することができます。

イ 消防本部の非常配備は、消防長が行います。

(2) 非常配備の方法

ア 勤務時間中及びその前後における配備体制の伝達

(ア) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時本部員会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、非常配備を指示します。

(イ) 市役所本庁舎内職員に対しては庁内放送等で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて、直ちに配備体制を伝達します。

(ウ) 市職員は、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

イ 勤務時間外における配備体制の伝達

市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、情報通信端末等により、その災害の状況や被害状況、気象警報等の発表状況等の把握に努めるとともに、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に基づき行動します。

(3) 職員の非常配備計画

ア 非常配備体制の基準

基本的な配備及び非常配備計画は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところによります。

風水害時の動員は、市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときは、鎌倉市災害対策本部条例施行規則第10条に規定する非常配備体制に基づき、速やかに非常配備につきます。

表 風水害における非常配備体制

体制	種別	配備体制	配備時期
総則編 第1編 地震・津波災害対策 第2編 風水害対策 計画編 第3編 その他の災害対策 第4編 復旧・復興対策	災害警戒本部体制	事態に対処するため、災害防除の措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な諸般の準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮警報の発令により情報収集や事前の対策が必要な場合に発令する。
			大雨、洪水、暴風、大雪及び高潮等の警報が発表された場合又はその状況から災害の危険が予想される場合に発令する。
	災害対策本部体制 1号配備	1号配備体制を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。	局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に発令する。
	2号配備	要員の全員をもって当たる完全な体制とする。	市内の全域にわたって災害が発生した場合、又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合で、本部の全活動力を必要とするときに発令する。
	3号配備		

イ 非常配備体制名簿の作成

所属長は、あらかじめ非常配備体制の基準に従い非常配備体制名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

ウ 非常配備及び連絡の順序

(ア) 所属長は、非常配備1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

(イ) 伝達は、非常配備体制名簿により電話等で行います。

(4) 職員の派遣要請

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令、相互応援協定等により、国、県、他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣された職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

2 職員の勤務ローテーションと健康管理

市は、勤務ローテーションの確立と健康管理職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、非常配備計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させて心身の健康管理に十分配慮するよう努めます。

- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則
- ◆ 資料8-9：鎌倉市風水害、大雪等災害警戒本部規程

第2節 情報収集・伝達・広報

【実施主体】

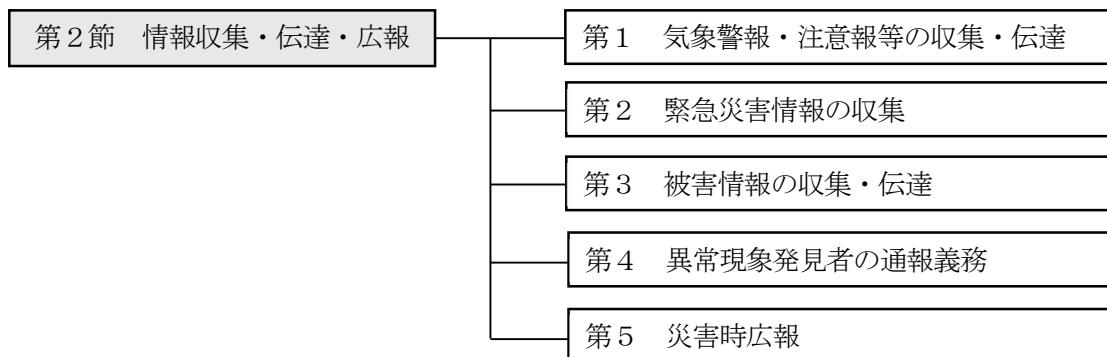
市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、調査班、建築指導班、緑地がけ地班、警防班、鎌倉班、大船班
関係機関	横浜地方気象台

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

【施策の体系】



第1 気象警報・注意報等の収集・伝達

市は、気象警報・注意報等を市民、関係機関に対し迅速に伝達する体制を整備します。

1 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

(1) 特別警報

気象等に関する特別警報の発表基準は、次のとおりです。

表 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帶低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帶低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4又は5)を特別警報に位置付ける)	
津波(参考)	高いところで3mを超える津波が予想される場合 (「大津波警報」を特別警報に位置付ける)	

(2) 警報・注意報

横浜地方気象台が発表する気象警報及び注意報の種類、鎌倉市の発表基準の概要を下表に示します。

表 鎌倉市における警報・注意報発表基準一覧表

(令和5年(2023年)6月8日現在)

総則編	
第1編 地震・津波災害対策	
第2編 風水害対策	
計画編	
第3編 その他の災害対策	
第4編 復旧・復興対策	

鎌倉市	府県予報区	神奈川県				
	一次細分区域	東部				
	市町村等をまとめた地域	三浦半島				
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	17			
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	105			
	洪水	流域雨量指基準	柏尾川流域=23.7、滑川流域=8.6			
		複合基準 ^{※1}	柏尾川流域= (10, 21.3)			
	暴風	指定河川洪水予報による基準	—			
		平均風速	陸上	25m/s		
			相模湾	25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う		
			相模湾	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪	有義波高	5.0m			
	高潮	潮位	1.4m ^{※2}			
注意報	大雨	表面雨量指基準	13			
		土壤雨量指基準	61			
	洪水	流域雨量指基準	柏尾川流域=18.9、滑川流域=6.8			
		複合基準 ^{※1}	柏尾川流域= (6.0, 18.9)			
	強風	指定河川洪水予報による基準	—			
		平均風速	陸上	12m/s		
			相模湾	12m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			相模湾	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm			
	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	1.2m			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪	—				
	濃霧	視程	陸上	100m		
			相模湾	500m		
	乾燥	最小湿度 35% 実行湿度 55%				
	なだれ	—				
	低温	夏期: 最低気温 16°C以下が数日継続 冬期: 最低気温 -5°C以下				
	霜	最低気温 4°C以下 発表期間は晩霜期				
	着氷・着雪	著しく着氷(雪)が予想される場合				
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

※1 (表面雨量指基準、流域雨量指基準) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 神奈川県が定める基準水位観測所(油壺)における高潮特別警戒水位(1.10m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

資料: 気象庁

(3) 警報及び注意報の発表地域の細分

気象警報、注意報の発表に用いる区域は、市町村を原則とします。

表 注意報・警報発表に用いる細分区域一覧

	一次 細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
神奈川県	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足柄上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

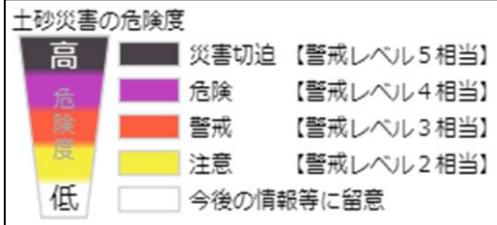
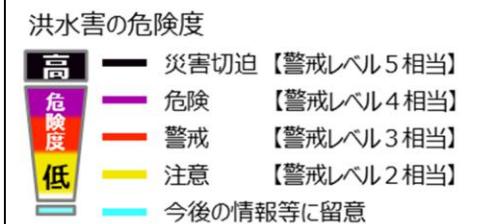
2 土砂災害警戒情報

- (1) 県及び横浜地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示を発令する際の判断や市民等の自主避難の参考となるよう、共同で土砂災害警戒情報を発表します。
- (2) なお、土砂災害警戒情報の発表基準は、大雨警報（土砂災害）発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準に達すると予想されたときに発表します。
- (3) 土砂災害警戒情報の解除基準は、気象庁が作成する降雨予測に基づき、あらかじめ定めた監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとします。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壤雨量指数の下降状況や土砂災害発生の情報等を鑑み、県と横浜地方気象台が協議のうえ解除します。
- (4) 発表された土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台から関係機関に伝達します。
- (5) 土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではないこと、また、対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、深層崩壊や山体崩壊、地すべり等は対象としないということに留意する必要があります。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

気象庁は、市民等の主体的な避難の判断を支援することを目的に、大雨による土砂災害、浸水害、洪水害の危険の高まりを5段階で色分けされた地図を気象庁ホームページ等で公表しています。キキクル等の種類と概要は、次のとおりです。

表 キキクル等の種類と概要

種類	概要										
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>土砂災害の危険度</p>  <table border="1"> <tr> <td>高</td> <td>災害切迫 【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>危険</td> <td>【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>【警戒レベル2相当】</td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table> </div>	高	災害切迫 【警戒レベル5相当】	危険	【警戒レベル4相当】	警戒	【警戒レベル3相当】	注意	【警戒レベル2相当】	低	今後の情報等に留意
高	災害切迫 【警戒レベル5相当】										
危険	【警戒レベル4相当】										
警戒	【警戒レベル3相当】										
注意	【警戒レベル2相当】										
低	今後の情報等に留意										
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>										
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>洪水害の危険度</p>  <table border="1"> <tr> <td>高</td> <td>災害切迫 【警戒レベル5相当】</td> </tr> <tr> <td>危険</td> <td>【警戒レベル4相当】</td> </tr> <tr> <td>警戒</td> <td>【警戒レベル3相当】</td> </tr> <tr> <td>注意</td> <td>【警戒レベル2相当】</td> </tr> <tr> <td>低</td> <td>今後の情報等に留意</td> </tr> </table> </div>	高	災害切迫 【警戒レベル5相当】	危険	【警戒レベル4相当】	警戒	【警戒レベル3相当】	注意	【警戒レベル2相当】	低	今後の情報等に留意
高	災害切迫 【警戒レベル5相当】										
危険	【警戒レベル4相当】										
警戒	【警戒レベル3相当】										
注意	【警戒レベル2相当】										
低	今後の情報等に留意										
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点における洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>										

4 防災気象情報

横浜地方気象台は、台風や大雨、大雪等の災害をもたらす気象現象が発生したとき、又は発生が予想されるときは、必要に応じて当該現象の状況や今後の見通し、及び防災上の注意事項等をまとめ、防災気象情報として発表します。

発表した情報は、気象台から特別警報・警報・注意報に準じて関係機関に伝達します。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先まで、警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表されます。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（神奈川県）で発表されます。大雨、高潮に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。

(2) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、神奈川県気象情報

全国を対象とする全般気象情報、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報（関東甲信地方気象情報）」、各都府県を対象とした「府県気象情報（神奈川県気象情報）」があります。これらの情報は、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表します。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表されます。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（運用基準は、1時間雨量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。

(4) 龍巻注意情報

積乱雲の下で発生する龍巻、ダウンバースト等の突風に対して注意を呼びかける情報で、龍巻等の突風の発生しやすい気象状況になっているときに、神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として気象庁から発表されます。

なお、実際に危険度が高まっている場所は、「龍巻発生確度ナウキャスト」※で確認することができます。また、龍巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる龍巻等の突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が神奈川県東部、神奈川県西部を対象地域として発表されます。この情報は、発表から1時間有効です。

※【龍巻発生確度ナウキャスト】

気象庁が提供しているサービスで、龍巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新して提供しています。

(5) 地方海上警報

気象庁は、船舶の航行の安全に資するため、県の沿岸を含む関東海域に対し地方海上

警報を発表します。

発表された地方海上警報は、第三管区海上保安本部から無線通信により関係船舶へ通報します。

5 火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

横浜地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められたときは次のいずれかの基準によりに県知事に対して通報します。

ただし、通報基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがあります。

ア 実効湿度55%以下で、最小湿度35%以下になる見込みのとき

イ 陸上で毎秒12m以上の平均風速が予想されるとき。実効湿度及び最小湿度については横浜地方気象台の予想値とします。県は、火災気象通報を市町村長に伝達します。

(2) 火災警報

市長は、火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令します。

第2 緊急災害情報の収集

1 緊急災害情報の収集

(1) 市は、災害発生直後において、各庁舎及びその周辺に関する概略的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。

(2) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）や建築物の被害状況、浸水・土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内（海上を含む）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡するものとします。

(3) 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段をつくして報告するよう努めます。

(4) 市は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。

(5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接、国（消防庁）に報告します。

(6) 市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。

表 災害直後に収集しなければならない緊急災害情報

種 別	内 容
①警察情報	<ul style="list-style-type: none"> ・けが人、生き埋め、行方不明者、死者数 ・道路交通情報・交通規制状況
②消防情報	<ul style="list-style-type: none"> ・救急・救助活動情報 ・各種警報・注意報等
③地域情報	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害情報 ・建物倒壊・浸水等被害情報 ・避難等市民行動情報 ・河川被害情報 ・道路・橋りょう被害情報 ・がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
④職員収集時収集情報	<ul style="list-style-type: none"> ・建物倒壊、浸水等区内の被害全体情報 ・避難等市民行動情報 ・避難所施設の安全、開設情報等
⑤ライフライン情報	・電気、ガス、水道、通信、鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
⑥各部局別情報	・府内各部局からの被害状況等の情報
⑦アマチュア無線情報 及びタクシー無線情報	・被災現場等情報

第3 被害情報の収集・伝達

被害情報の収集・伝達については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第3 被害情報の収集・伝達」を準用します。

第4 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかに速やかに通報します。

この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へ速やかに通報します。

1 異常な自然現象

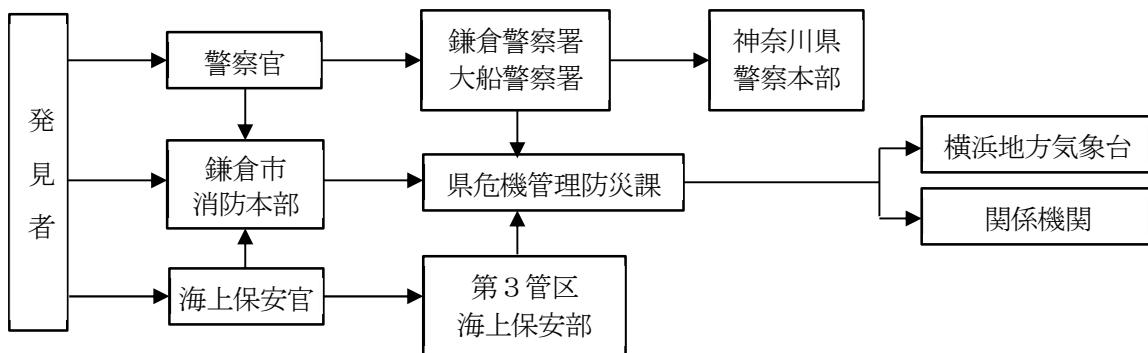
- (1) 異常な出水、がけ崩れ、堤防決壊等大きな災害となるおそれがあるとき。
- (2) 異常な突風、たつまき、強いひょうがあったとき。

2 その他の現象

- (1) 陸上及び水上における大量の流出油
- (2) ガス類、毒劇物等危険物等の大量漏えい
- (3) 火災、その他異常と思われる物

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計画編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

図 異常現象の通報系統図



第5 災害時広報

災害時広報については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第4 災害時広報」を準用します。

なお、市は、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 第4 災害時広報 1 (4) 広報活動の方法」に記載の広報の方法に加えて、広報車による広報活動についても検討します。

第3節 広域連携・受援体制

【実施主体】

市	本部連絡班、消防総務班
関係機関	自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等

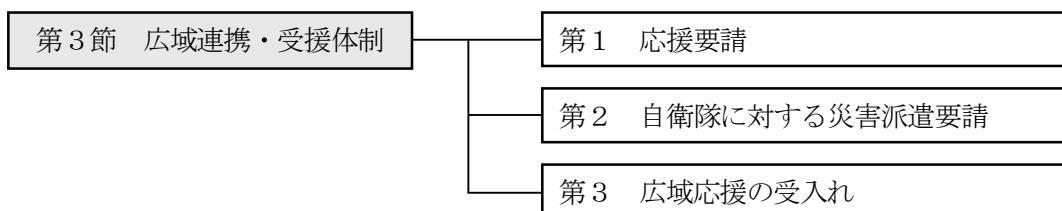
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国・県・他市町村・関係機関・民間団体等に応援を求め、応急措置を実施します。

また、災害時において、国、県、他市町村、関係機関等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立します。

【施策の体系】



第1 応援要請

応援要請については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第1 応援要請」を準用します。

第2 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊に対する災害派遣要請については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第2 自衛隊に対する災害派遣要請」を準用します。

第3 広域応援の受入れ

広域応援の受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 第3 広域応援の受入れ」を準用します。

第4節 水防対策

【実施主体】

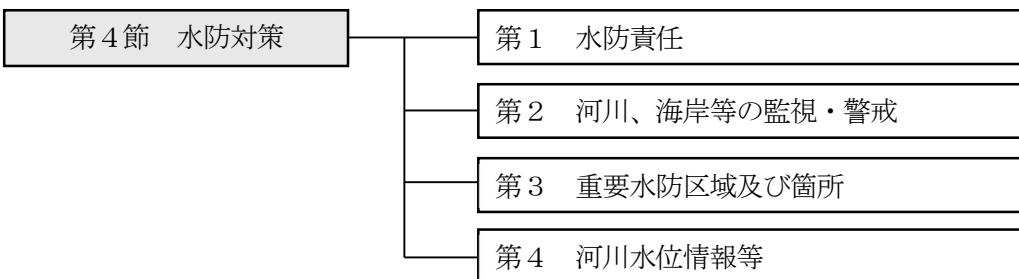
市 下水道河川班、警防班、水防団（消防団）

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、豪雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努めます。

【施策の体系】



第1 水防責任

市は、水防管理団体として、市内の水防が十分行われるよう、水防組織の確立、水防団（消防団）の整備、水防倉庫、資器材の整備、通信連絡系統の確立を行うとともに、平常時における河川・海岸等の巡視及び水防時における適正な水防活動を実施する責任を有します。

第2 河川、海岸等の監視・警戒

1 常時監視

市は、随時、市内の河川、海岸等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸等の管理者に対し、必要な措置を求めるものとします。

2 非常警戒

担当班は、大雨・洪水警報等が発表され災害の発生のおそれがある場合、水防対策上重要な河川の水位観測等状況に即応した措置を講ずるため非常警戒を行うものとします。

3 災害対策本部長への報告

担当班は、非常警戒の際、危険を察知した場合は、災害対策本部長に報告するものとします。

第3 重要水防区域及び箇所

県は、県内の河川のうち、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

市内の河川等で特に水防上警戒又は防ぎよに重要な区域及び箇所は次のとおりです。

1 重要水防区域

水系名	河川名	河川延長	箇所数	区域延長
滑川	滑川	2,000m	2	500m

沿岸名	海岸名	延長
相模湾	鎌倉	5,931m

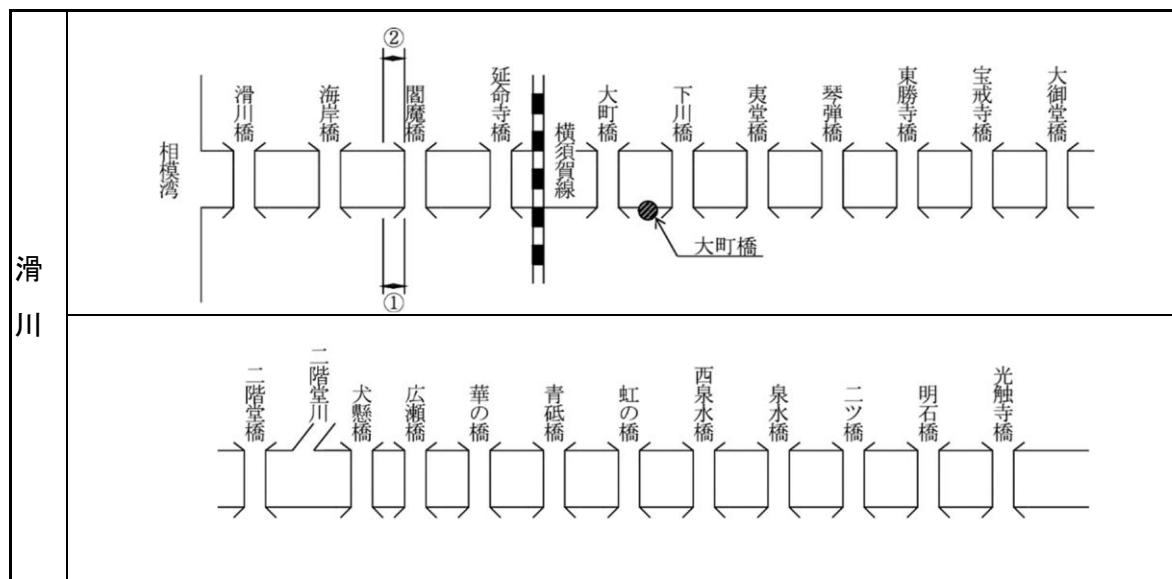
2 重要水防箇所

(1) 重要度 A

河川名	位置	延長	備考	理由
滑川左岸	鎌倉市材木座一丁目	250m	堤防高	流下能力不足
滑川右岸	鎌倉市由比ガ浜二丁目	250m	堤防高	流下能力不足 未改修護岸
計	2 箇所	500m		

海岸名	位置	延長	種別	理由
鎌倉海岸	鎌倉市坂ノ下 鎌倉市長谷二丁目	20m (4箇所)	工作物	防潮門扉要操作

(2) 重要水防箇所位置



第4 河川水位情報等

1 水防警報をする河川

水防警報は、洪水又は高潮により、水害を生ずるおそれのあると認めて認定した河川等について発表されます。

水防法第16条第1項の規定により、県知事が水防警報をする市内の河川、海岸及び港湾区域は、滑川、神戸川、柏尾川及び鎌倉海岸です。

表 知事が水防警戒を行う河川等

河川名	土木水防 支 部 名	担当水防 管理団体	区 域		
				自	至
滑川	藤 津	鎌倉市	左岸	鎌倉市小町544-1番地先	東勝寺橋から 海まで
			右岸	鎌倉市小町459番地先	
神戸川	〃	〃	左岸	鎌倉市腰越833番地先	学び橋から 海まで
			右岸	鎌倉市津842番地先	
柏尾川	横浜川崎 治水 藤沢	横浜市 鎌倉市 藤沢市	左岸	横浜市戸塚区柏尾町337番 地先	平戸永谷川・阿 久和川合流点か ら 境川合流点 まで
			右岸	〃	

海岸名	土木水防 支 部 名	担当水防 管理団体	区 域		
				自	至
鎌倉 海岸	藤沢	鎌倉市	鎌倉市腰越日坂689番地先に設 置した標柱から	鎌倉市材木座飯島900番地先に設 置した標柱まで	

2 水位情報の通知及び周知を行う河川の基準水位

河川名	基準水位 観測所	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
滑川	大町橋	1.60m	2.00m	2.00m	2.30m
神戸川	大津橋	1.30m	1.40m	1.40m	1.70m
柏尾川	神鋼橋	2.60m	3.60m	4.90m	5.60m

3 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事が発令する水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

なお、水防警報の発令様式は、様式1～3のとおりです。

表 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	発表基準	内 容
待機	気象予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。
準備	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出動	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。又は水位、流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
指示	洪水警報等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を超えて、災害のおこるおそれがあるとき。	水位、滞水時間、その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解除	氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計画編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

樣式 1

水防警報

種類	待機・準備・出動・解除			
発表河川		基準水位観測所		第号
日時	年月日時分 神奈川県 水防本部発表 水防支部発表			
番号	発表内容			
1	<p>_____ [①流域 ②地点] の雨量は、____日____時____分までに____mmです。</p>			
2	<p>_____ の水位は、____日____時____分 現在____mです。</p>			
3	<p>_____ では [① 水防団待機水位 ② 沔濫注意水位] [③ を上回りました。 ④ を上回る恐れがあります。 ⑤ 程度です。 ⑥ を下回る見込みです。 ⑦ を下回りました。]</p>			
4	<p>水防管理者は、水防機関を [①待機 ②準備 ③出動] させて下さい。</p>			
5	<p>水防管理者は、水防機関の巡視員を現地に残し、水防機関を待機させて差しつかえありません。</p>			
6	<p>水防警報を解除します。</p>			
7	<p>_____ の水位は、____日____時には____m程度と予想されます。</p>			
8				

様式2

水防警報

種類	指示・情報		
発表河川	基準水位観測所		第号
日時	年月日時分	神奈川県	水防本部発表 水防支部発表
番号	発表内容		
1	_____ [①流域 ②地点]	の雨量は、__日__時__分までに__mmです。	
2	_____ の水位は、__日__時__分現在__mです。		
3	_____ の水位は、 __日__時__分に	[①氾濫注意水位(警戒水位) ②最高水位_____m]	[③に達し ④を超え ⑤を下回り] ました。
4	_____ の水位は、	[①1時間に_____cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に_____cm程度下がって]	います。
5	_____ の水位は、__日__時には__m程度と予想されます。		
6	上流_____の水位は、 __日__時__分に	[①氾濫注意水位(警戒水位) ②最高水位_____m]	[③に達し ④を超え ⑤を下回り] ました。
7	_____地先の す。 [①堤防 ②堤防の居住側 ③無堤地]	[⑤堤防 ⑥亀裂 ⑦深掘れ ⑧堤防斜面の崩れ ⑨護岸崩落 ⑩堤防の決壊 ⑪越水(水が溢れる)]	[⑫する恐れ ⑬あります ⑭あります]
8	水防管理者は、水防機関に厳重な警戒をさせてください。		
9	水防管理者は、水防機関の出勤体制を強化し、水防工法を行わせてください。		

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

様式3

水防警報

総則編	種類	待機・準備・出動・解除		
	発表海岸	海岸		第号
第1編 地震・津波災害対策 第2編 風水害対策 計画編 第3編 その他の災害対策 第4編 復旧・復興対策	日時	年月日時分	神奈川県	水防支部発表
	番号	発表内容		
	1	高潮 波浪	警報が、日時分に発表されています。	
	2	水防管理者は、水防機関を出動させてください。		
	3	水防警報を解除します。		

4 通信連絡

市は、水防情報が迅速かつ確実に水防実施機関に届くよう、通信連絡施設等の整備強化に努めます。

また、水防時における伝達方法は、県水防計画によりますが、その伝達系統図は、おおむね下図のとおりです。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 水防警報伝達方法（執務時間内）

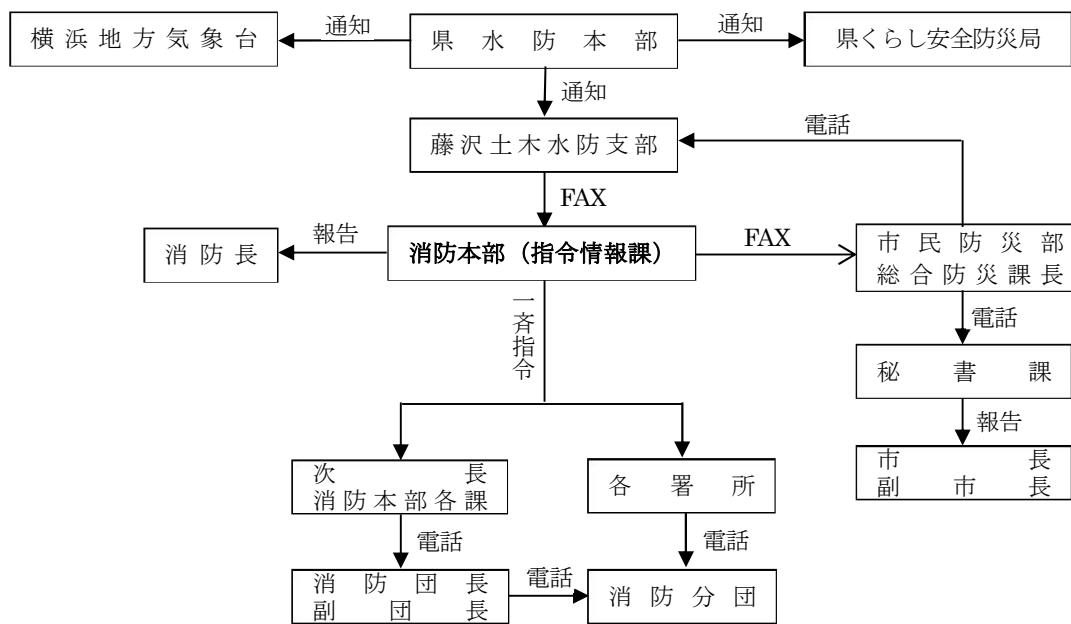
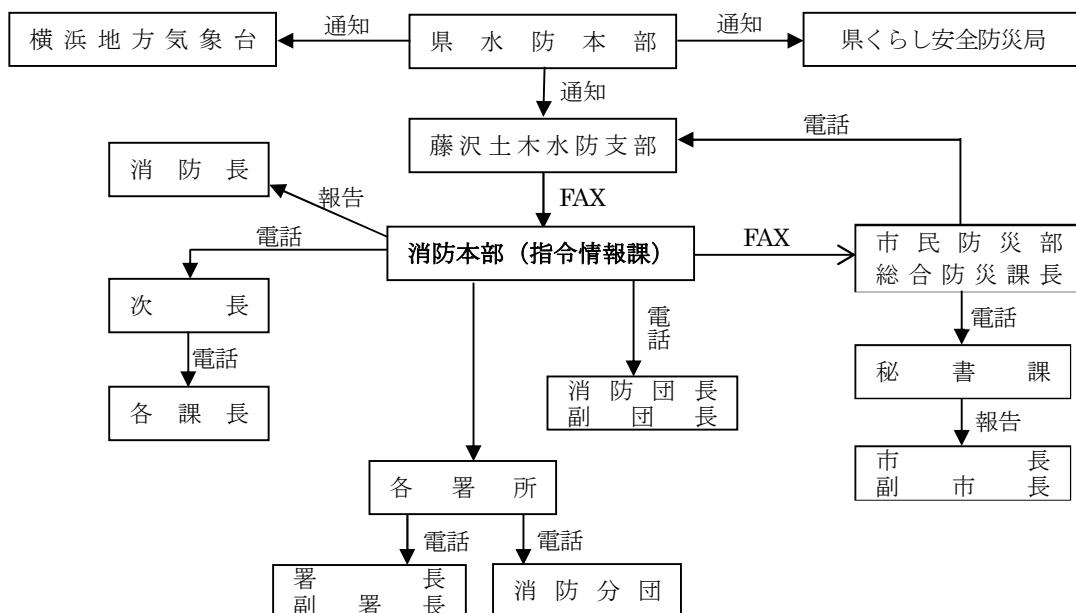


図 水防警報伝達方法（執務時間外）



第5節 救助・救急活動

【実施主体】

市	本部連絡班、市民健康班、消防総務班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	自主防災組織

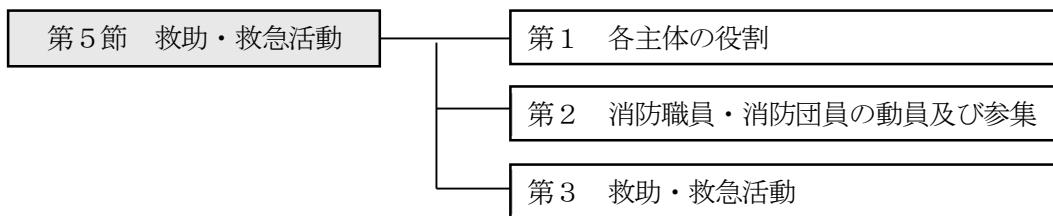
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」とともに、被害者の救出・救護活動を行い、災害の拡大防止に努めます。

また、市・県及び関係機関が一体となって被災者の救助・救急活動を行います。

【施策の体系】



第1 各主体の役割

各主体の役割については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第1 各主体の役割」を準用します。

第2 消防職員・消防団員の動員及び参集

1 消防職員の動員及び参集

風水害発生時等における消防職員の配備について、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表2に基づき行います。

(1) 動員の発令

ア 市内に大雨、風雨、洪水及び高潮等の警報が発表された場合、又はその状況から災害の危険が予想される場合

イ 局地災害が発生し、又は発生するおそれのある場合

ウ 市内の全域にわたって災害が発生した場合又は局地災害でも甚大な被害が予想される場合

(2) 動員の伝達

動員の伝達は、原則としてあらかじめ定めた伝達系統に基づき、各課署から伝達することとしますが、自己覚知した場合は、動員命令を待つことなく、速やかに参集します。

ただし、傷病者等で消防長が認めた者を除きます。

(3) 参集場所

原則として、勤務課署所に参集します。

2 消防団員の動員及び参集

(1) 動員の発令

「鎌倉市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例」の定めるところによります。

(2) 参集場所

原則として、所属する分団器具置場へ参集します。

第3 救助・救急活動

救助・救急活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第5節 第3 救助・救急活動」を準用します。

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計画編				

第6節 医療救護活動

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

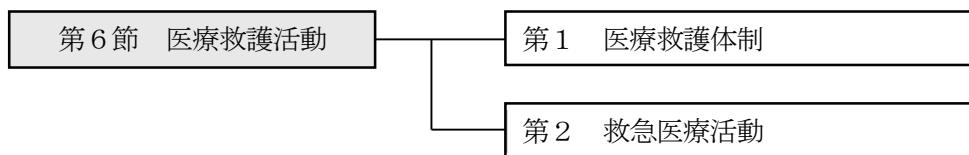
市	本部連絡班、秘書広報班、市民健康班、消防総務班
関係機関	鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉保健福祉事務所

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、医療救護需要が膨大なものになるため、市は、県、日本赤十字社、鎌倉市医師会、公的医療機関等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行います。

【施策の体系】



第1 医療救護体制

医療救護体制については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 第1 医療救護体制」を準用します。

第2 救急医療活動

救急医療活動については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第6節 第2 救急医療活動」を準用します。

第7節 避難対策

【実施主体】

市	関係各班
関係機関	各関係機関

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

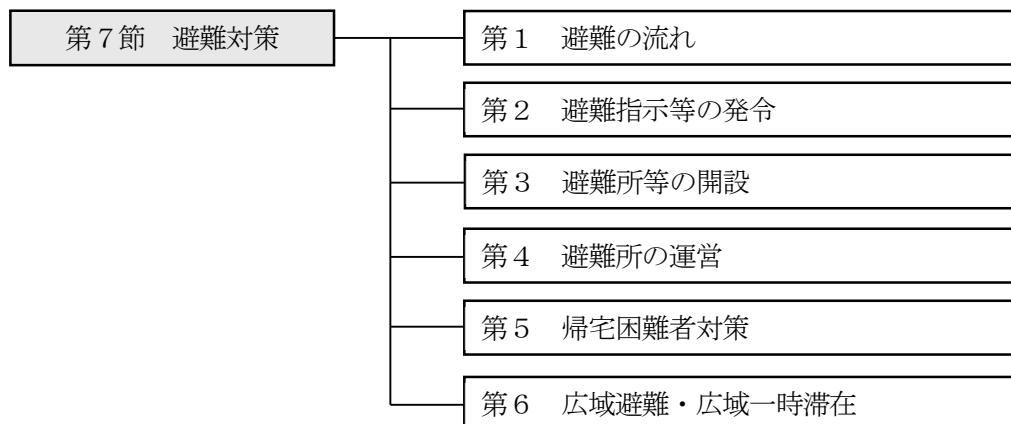
平成30年（2018年）7月豪雨では、避難情報が住民の避難につながらず、国内の一部地域で多くの人的被害が発生したことを教訓に、気象庁では、令和元年（2019年）5月に、災害の危険度をわかりやすく伝えるため、5段階の警戒レベルを用いた避難情報等の運用を始めました。

その後、令和元年（2019年）9月の房総半島台風や10月の東日本台風では、5段階の警戒レベルによる情報発信が行われましたが、警戒レベル4の避難勧告、避難指示（緊急）の違いが正しく住民に理解されておらず、避難勧告を発令しても避難指示（緊急）が発令されるまで避難しない、いわゆる“指示待ち”的な人が多くみられました。

また、両方が警戒レベル4に位置付けられており、わかりにくいとの課題が顕在化しました。これを受け、国は、令和3年（2021年）5月に、警戒レベル4の避難勧告と避難指示について「避難指示」に一本化するなどの災害対策基本法の改正を行いました。

本節では、こうした経緯を踏まえ、市民等の避難を確実に促すため、避難指示等の発令基準、避難指示等の伝達方法等について定めるとともに、避難所の開設・運営、帰宅困難者対策、広域避難・広域一時滞在について定めます。

【施策の体系】



総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第1 避難の流れ

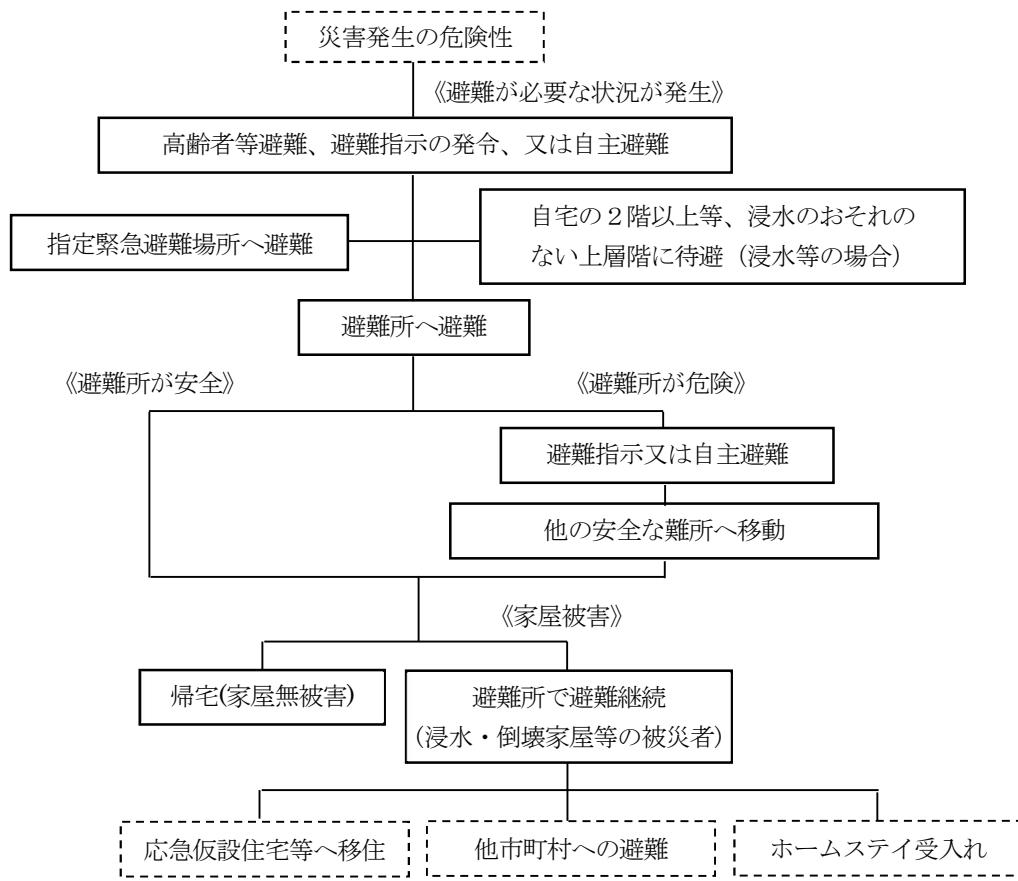
市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、人命の安全を第一に、市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難施設及び洪水による浸水が想定される区域、土砂災害警戒区域等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

また、大雨等により、既に浸水が始まっている、足元が見えないなどの状況の場合や竜巻のように、災害の性質や発災時の状況によっては、避難のために屋外に出ることでかえって危険が及ぶおそれがある場合は、自宅等の屋内や近隣の建物の2階以上に避難して身の安全を確保する屋内待避等の安全確保措置をとるよう指示します。

市民は、あらかじめ指定されている避難施設及び自らの避難経路を平常時から把握するとともに、避難指示が発令された場合には、直ちに避難します。

また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

図 災害発生時の避難の流れ



第2 避難指示等の発令

1 実施責任者

市長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難実施のために必要な避難指示等の避難情報を発令します。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難の指示、警戒区域の設定等は、次の者が行うものとします。

(1) 避難指示等の発令の実施責任者

表 避難指示等の発令の実施責任者

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
市長	指示	災害全般	生命・身体の保護、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第60条第1項
警察官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があつたとき	・災害対策基本法第61条第1項 ・警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があつたとき	・災害対策基本法第61条第1項
知事又は、その命を受けた職員又	指示	洪水、津波、高潮、地すべり		・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条
水防管理官	指示	洪水、津波、高潮		・水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	警察官がその現場にいない場合は、執行権限を有する	・自衛隊法第94条第1項

(2) 警戒区域の設定権者

市長等は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

市長は、警戒区域の設定後は、警察官等の協力を得て、市民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施します。

表 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	実施要件	根 拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法 第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	・災害対策基本法 第63条第2項
海上保安官	災害全般	同上	・災害対策基本法 第63条第2項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定	・消防法第28条第1項 ・消防法第36条第7項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波又は高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定	・水防法第21条

2 避難の指示の実施

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体、財産を災害から保護し、災害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難の指示を実施します。

なお、市長は、避難指示を行ったときは、速やかに県知事に報告します。

また、市長は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めます。

(1) 立退きの指示

市長は、市内において危険が切迫し、必要があると認める地域の必要と認める居住者等に対し立退きの指示を行います。

(2) 高齢者等避難の発令

市長は、高齢者等避難を発令することで、高齢者、障害者等の要配慮者に対して、災害に関する情報を着実に伝達し、時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めます。

また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけます。

(3) 緊急安全確保の発令

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち「切迫」している状況）において、避難所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、可能な範囲で「緊急安全確保」を発令し、命を守る行動を促します。

3 避難情報の発令基準

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、適切な避難指示等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難情報の発令基準等について、次のとおりに定めます。
- (2) 発令の判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的かつ柔軟に判断します。また、避難対象地域の選定にあたっては、洪水浸水区域や土砂災害警戒区域等を考慮して行います。
- (3) 市長は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。
- (4) 市長は、境川水系柏尾川、滑川水系滑川、神戸川水系神戸川の3河川について下表の基準を参考に、河川水位、降雨量、今後の気象予測及び河川巡視等から総合的に判断して、避難の必要がある場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令します。

表 洪水（河川）の避難情報発令基準

	柏尾川（神鋼橋）	滑川（大町橋）	神戸川（大津橋）
水防団待機水位	2.60m	1.60m	1.30m
はん濫注意水位	3.60m	2.00m	1.40m
避難判断水位	4.90m	2.00m	1.40m
はん濫危険水位	5.60m	2.30m	1.70m
高齢者等避難 【警戒レベル3】	【水位】4.90mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】2.00mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】1.40mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）
	強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近、通過することが予想される場合		
	その他、市長が必要と認めるとき		
避難指示 【警戒レベル4】	【水位】5.60mに達したとき	【水位】2.30mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）	【水位】1.70mに達し、今後、上流域で1時間に50mm以上の非常に激しい雨が予想されるとき（急激に増水する恐れがある場合）
	異常な漏水・浸食等が発見され決壊のおそれが高まった場合		
	強い降雨と暴風を伴う台風等が接近・通過することが予想される状況で、気象庁から暴風警報が発表された場合		
	その他、市長が必要と認めるとき		

(5) 土砂災害

市長は、土砂災害に対する避難指示等について、下表の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域等の巡視等からの報告を含め総合的に判断して発令します。

表 土砂災害の避難情報発令基準

総則編	高齢者等避難 【警戒レベル3】	大雨警報（土砂災害）が発表され、継続した降雨が見込まれる場合	
		大雨注意報が発表され、大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が気象庁より言及され、継続した降雨が見込まれる場合	
第1編 地震・津波災害対策	避難指示 【警戒レベル4】	台風の接近が予想され、被害の発生が見込まれる場合	
		消防隊等からの報告により、前兆現象が発見されたとき（地域限定）	
		土砂災害警戒情報が発表され、継続した降雨が見込まれる場合	
		土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
		土砂災害警戒情報発表が見込まれ、強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合	
		神奈川県土砂災害警戒情報システム及び気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報の危険度分布で「危険（紫）」のメッシュが出現し、継続した降雨が見込まれる場合（地域限定）	
		土砂災害が発生し、被害の拡大が懸念される場合（地域限定）	
		前兆現象が確認され、市民の生命、身体に危険が及ぶと想定される場合（地域限定）	
		その他、市長が認めるとき	

(6) 高潮

市長は、高潮に対する避難指示等について、下表の基準に従って発令します。

表 高潮の避難情報発令基準

第3編 その他の災害対策	高齢者等避難 【警戒レベル3】	台風の接近が予想され、高潮注意報が発表されており、気象庁から夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合	
		高潮特別警報あるいは高潮警報が発表された場合	
第4編 復旧・復興対策	避難指示 【警戒レベル4】	高潮注意報が発表されており、台風情報で台風の暴風域に入ると予想されている、または台風が接近することが見込まれる場合	
		台風が接近し、上陸前に気象庁から特別警報発表の可能性がある旨の周知がなされた場合	
		海岸保全施設等の異常（鎌倉海岸防潮門扉等を閉めなければいけない状況だが閉まらないなど）	
		その他、市長が必要と認め	

4 知事等への助言の要求

市長は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し助言を求めることができます。

5 避難の指示の内容

市長等避難の指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。その際、危険の切迫性に応じて指示の伝達文の内容を工夫するなど、対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達し、市民の積極的な避難行動の喚起に努めます。

- (1) 警戒レベル
- (2) 避難を要する理由
- (3) 避難指示の対象地域

- (4) 避難先とその場所
- (5) 避難経路
- (6) 注意事項

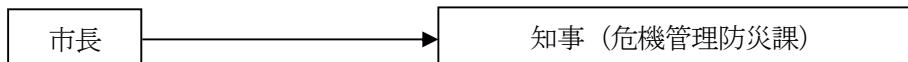
総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計画編				

6 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

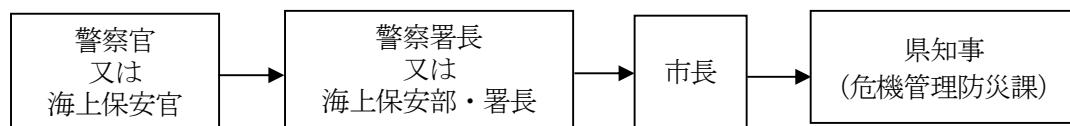
避難の指示を行った者は、次により必要な事項を報告（通知・連絡）します。

ア 市長の措置



イ 警察官又は海上保安官の措置

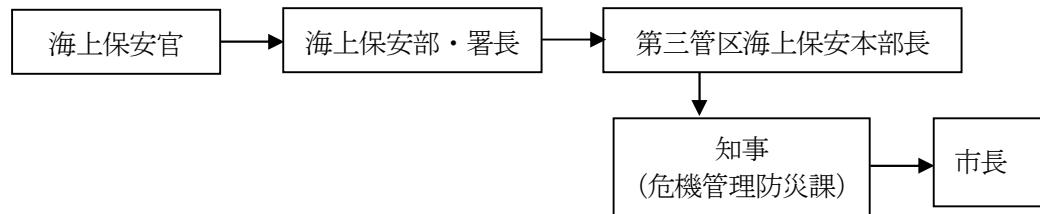
(ア) 災害対策基本法に基づく措置



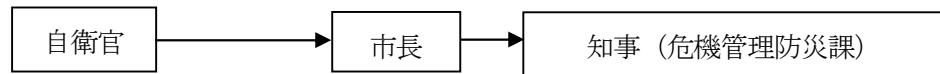
(イ) 警察官職務執行法に基づく措置



(ウ) 職権に基づく措置



(エ) 自衛官の措置



(2) 市民への周知

ア 市は、自ら避難情報の発令を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政用無線を始め、ケーブルテレビ（（株）ジェイコム湘南・神奈川）、ラジオ（鎌倉エフエム放送を含む）、鎌倉市防災・安全情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、市ソーシャルメディア（ツイッター等）、広報車等を通じた市民への迅速な周知に努めます。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

イ 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民等の積極的な避難行動の喚起に努めます。

ウ 市は、周知に当たっては、避難先及び避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

7 避難誘導

避難者の誘導は、自主防災組織、市職員、警察官、消防団等が連携して行うものとし、誘導に当たっては、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮します。

第3 避難所等の開設

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。

具体的な内容については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第3 避難所等の開設」を準用します。

第4 避難所の運営

避難所の運営については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営」を準用します。

ただし、この準用は、風水害等の規模に応じ、避難の長期化が見込まれる場合とします。

また、避難所では、災害発生からの時間の経過に伴い、運営上の課題等が変化することが予想されます。時期別の課題等については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第4 避難所の運営 2 避難所における時期別の課題等」を準用するとともに、災害発生前についても対策（安全点検等）を実施します。

第5 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第5 帰宅困難者対策」を準用します。

第6 広域避難・広域一時滞在

広域避難・広域一時滞在については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 第6 広域避難・広域一時滞在」を準用します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第8節 生活救援活動

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

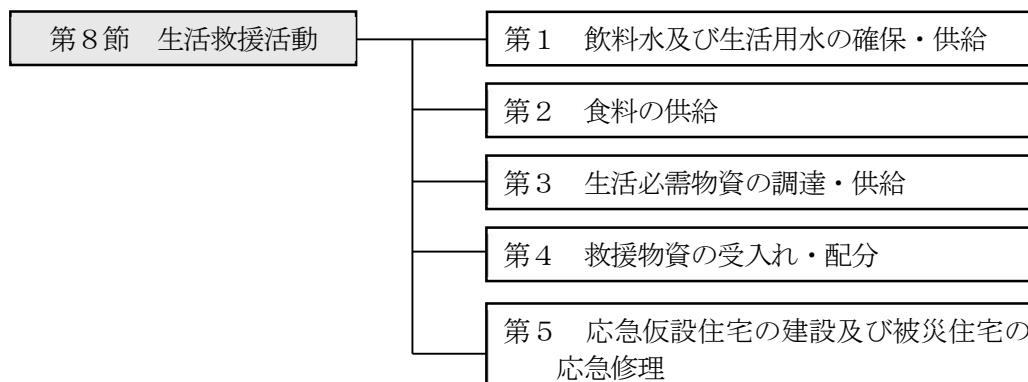
市	本部連絡班、商工班、財政班、公的不動産活用班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	協定締結団体、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

避難所の避難者や在宅避難者等の被災者に対する飲料水、食料、生活必需物資について、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用等により確保し、早期に必要な物資を供給します。

【施策の体系】



第1 飲料水及び生活用水の確保・供給

飲料水及び生活用水の確保・供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第1 飲料水及び生活用水の確保・供給」を準用します。

第2 食料の供給

食料の供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第2 食料の供給」を準用します。

第3 生活必需物資の調達・供給

生活必需物資の調達・供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第3 生活必需物資の調達・供給」を準用します。

第4 救援物資の受入れ・配分

救援物資の受入れ・配分については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第4 救援物資の受入れ・配分」を準用します。

第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第8節 第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理」を準用します。

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計画編				

第9節 保健衛生、防疫、遺体対策等

【実施主体】

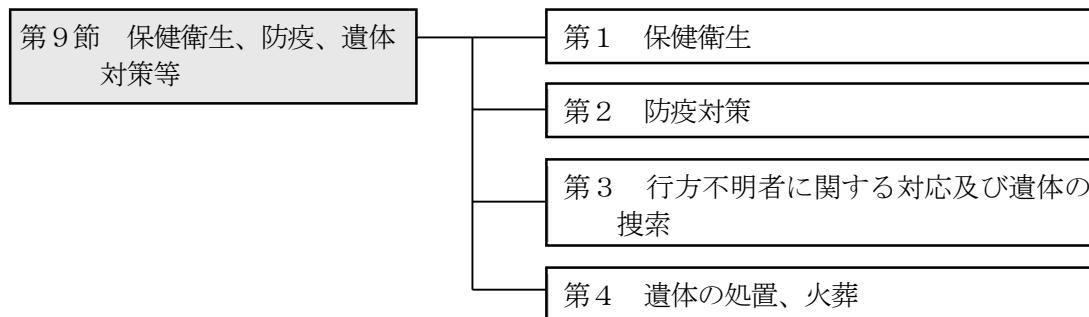
市	秘書広報班、市民健康班、健康福祉班、美化衛生班、清掃班、鎌倉班、大船班
関係機関	鎌倉保健福祉事務所、自衛隊、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県歯科医師会

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。また、行方不明者の搜索、死亡者の処置等について定めます。

【施策の体系】



第1 保健衛生

保健衛生については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第1 保健衛生」を準用します。

第2 防疫対策

防疫対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第2 防疫対策」を準用します。

第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索

行方不明者に関する対応及び遺体の搜索については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索」を準用します。

第4 遺体の処置、火葬

遺体の処置、火葬については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第9節 第4 遺体の処置、火葬」を準用します。

第10節 要配慮者等支援対策

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、地域班、調査班、市民健康班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員児童委員

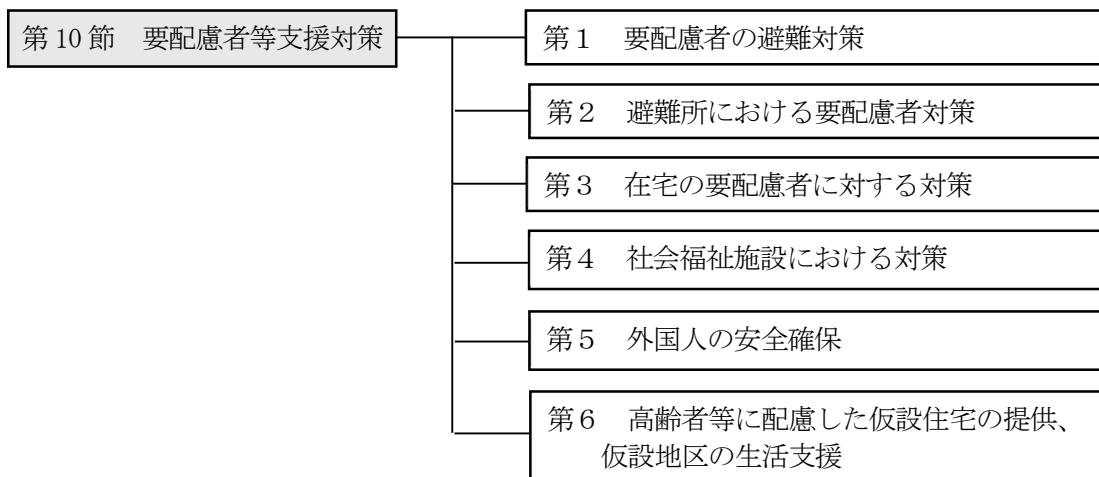
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害時において、要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあります。

市及び社会福祉施設の管理者等は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じます。

【施策の体系】



第1 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第1 要配慮者の避難対策」を準用します。

第2 避難所における要配慮者対策

避難所における要配慮者対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第2 避難所における要配慮者対策」を準用します。

第3 在宅の要配慮者に対する対策

在宅の要配慮者に対する対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第3 在宅の要配慮者に対する対策」を準用します。

第4 社会福祉施設における対策

社会福祉施設における対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第4 社会福祉施設における対策」を準用します。

第5 外国人の安全確保

外国人の安全確保については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第5 外国人の安全確保」を準用します。

第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援

高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第10節 第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援」を準用します。

第11節 応急教育

【実施主体】

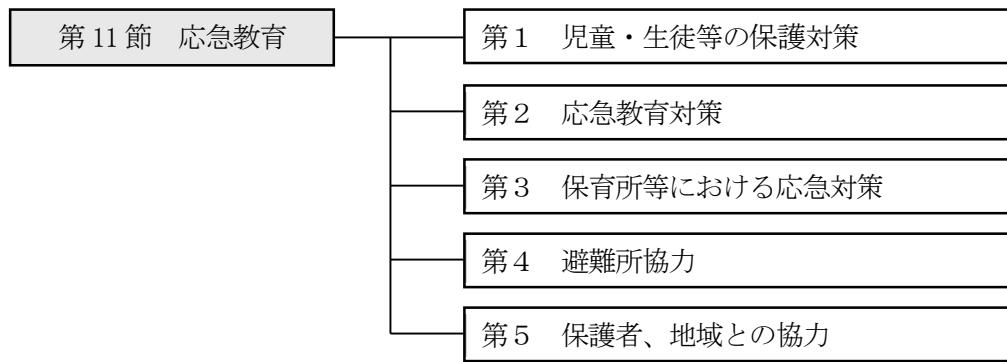
市	教育部（教育総務班、学務班、学校・学習施設）、健康福祉班
関係機関	公立学校、学校法人、保育所等、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害時において、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育及び保育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

【施策の体系】



第1 児童・生徒等の保護対策

児童・生徒等の保護対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第1 児童・生徒等の保護対策」を準用します。

第2 応急教育対策

応急教育対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第2 応急教育対策」を準用します。

第3 保育所等における応急対策

保育所等における応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第3 保育所等における応急対策」を準用します。

第4 避難所協力

避難所協力については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第4 避難所協力」を準用します。

第5 保護者、地域との協力

保護者、地域との協力については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第11節 第5 保護者、地域との協力」を準用します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第12節 文化財の災害応急対策

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

市	調査班、警防班、鎌倉班、大船班、教育総務班、都市景観班、学校・学習施設
関係機関	文化財の所有者・管理者、神奈川県教育委員会、文化庁

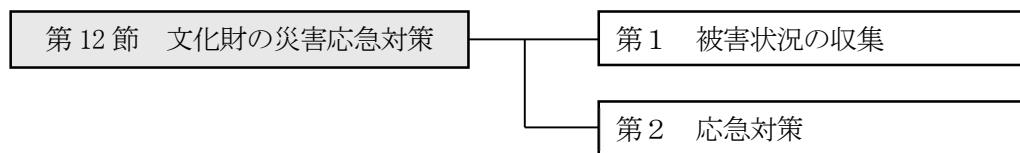
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、文化財等が貴重な財産であることを勘案して、被害状況の調査・把握に努めるとともに、指定文化財の災害応急対策を行います。

また、景観重要建造物等についても同様の対策を実施します。

【施策の体系】



第1 被害状況の収集

被害状況の収集については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第12節 第1 被害状況の収集」を準用します。

第2 応急対策

応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第12節 第2 応急対策」を準用します。

第13節 交通規制・緊急輸送対策

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、交通対策班、道路整備班
関係機関	神奈川県警察、神奈川県公安委員会、陸上自衛東部方面混成団隊、海上自衛隊 横須賀地方総監部、海上保安庁第三管区海上保安部、東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、神奈川中央交通(株)

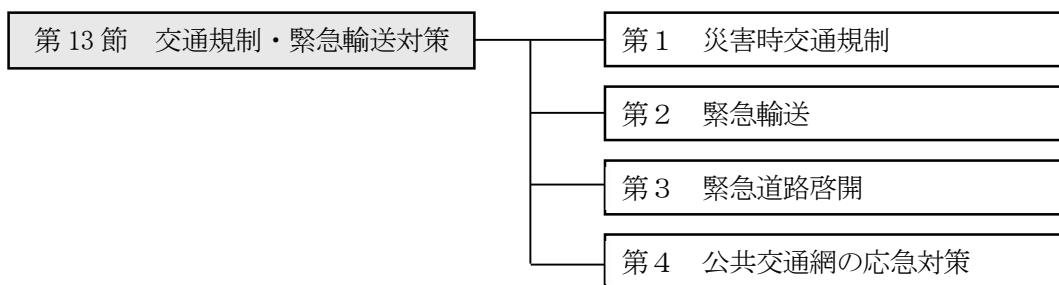
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

発災期初期における救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、迅速かつ適切に緊急輸送を実施します。

また、市民等の避難及び災害復旧活動の実施に必要な要員及び物資の輸送を、応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に実施します。

【施策の体系】



第1 災害時交通規制

災害時交通規制については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第1 災害時交通規制」を準用します。

第2 緊急輸送

緊急輸送については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第2 緊急輸送」を準用します。

第3 緊急道路啓開

緊急道路啓開については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第3 緊急道路啓開」を準用します。

第4 公共交通網の応急対策

公共交通網の応急対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第13節 第4 公共交通網の応急対策」を準用します。

総則編	第1編 地震・津波災害対策
計画編	第2編 風水害対策
計画編	第3編 その他の災害対策
計画編	第4編 復旧・復興対策

第14節 警備・救助対策

【実施主体】

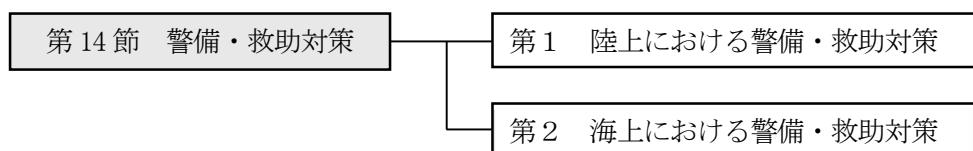
市	本部連絡班
関係機関	神奈川県警察本部、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県公安委員会、海上保安庁第三管区海上保安本部

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市及び県警察は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

【施策の体系】



第1 陸上における警備・救助対策

陸上における警備・救助対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 第1 陸上における警備・救助対策」を準用します。

第2 海上における警備・救助対策

海上における警備・救助対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第14節 第2 海上における警備・救助対策」を準用します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第15節 ライフラインの応急復旧

【実施主体】

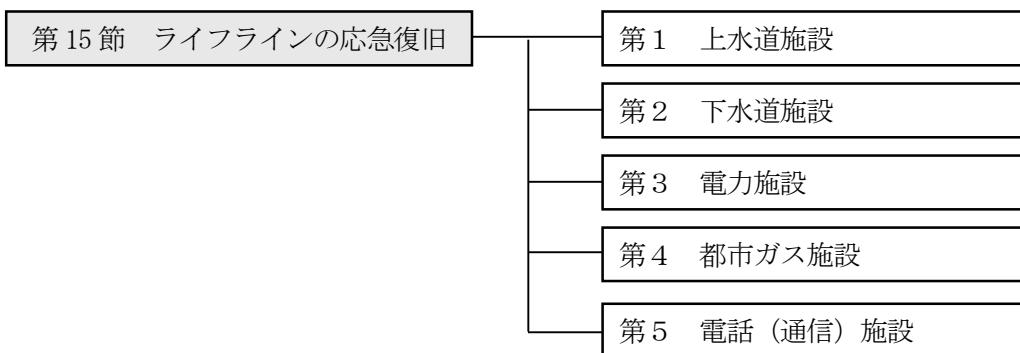
市	秘書広報班、職員班、公的不動産活用班、下水道河川班
関係機関	企業庁鎌倉水道営業所、東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、KDDI(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション(株)、ソフトバンク(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、楽天モバイル(株)

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市や関係機関は、災害により、ライフライン施設に支障が生じた場合は、直ちに被害状況等を調査・把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに実施します。

【施策の体系】



第1 上水道施設

上水道施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第1 上水道施設」を準用します。

第2 下水道施設

下水道施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第2 下水道施設」を準用します。

第3 電力施設

電力施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第3 電力施設」を準用します。

第4 都市ガス施設

都市ガス施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第4 都市

ガス施設」を準用します。

第5 電話（通信）施設

電話（通信）施設については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第15節 第5 電話（通信）施設」を準用します。

総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
計画編				

第16節 ごみ収集・処理対策

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

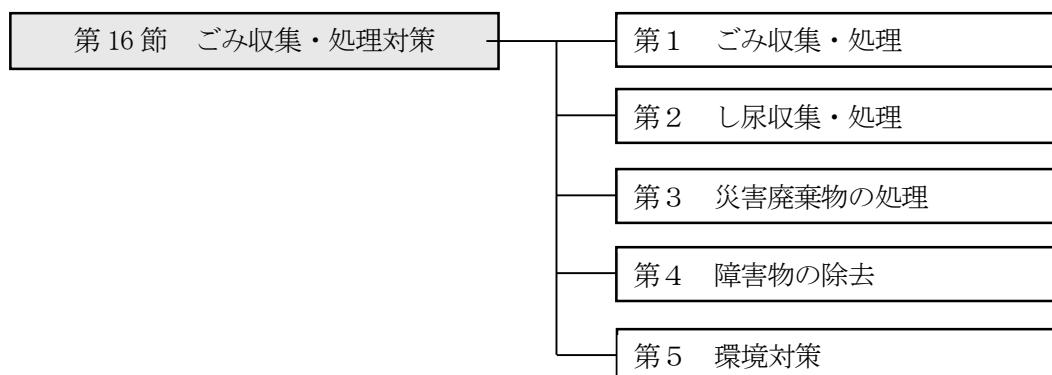
市 本部連絡班、環境部（環境政策班、美化衛生班、清掃班）

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置等を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図ります。

【施策の体系】



第1 ごみ収集・処理

ごみ収集・処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第1 ごみ収集・処理」を準用します。

第2 し尿収集・処理

し尿収集・処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第2 し尿収集・処理」を準用します。

第3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第3 災害廃棄物の処理」を準用します。

第4 障害物の除去

障害物の除去については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第4 障害物の除去」を準用します。

第5 環境対策

環境対策については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第16節 第5 環境対策」を準用します。

第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、調査班
関係機関	金融機関等

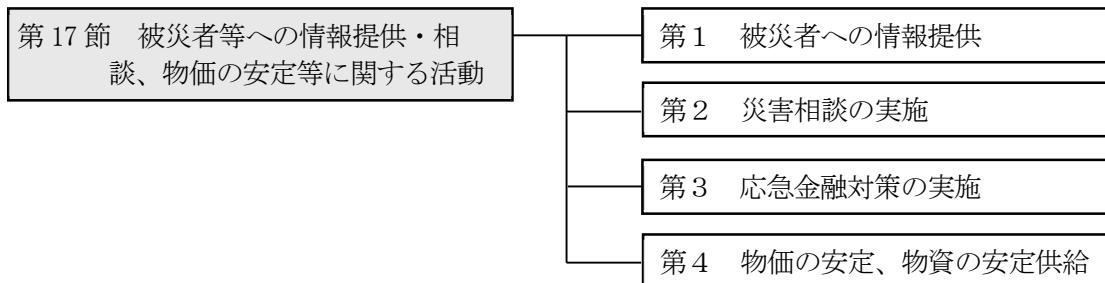
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

【施策の体系】



第1 被災者への情報提供

被災者への情報提供については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第1 被災者への情報提供」を準用します。

第2 災害相談の実施

災害相談の実施については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第2 災害相談の実施」を準用します。

第3 応急金融対策の実施

応急金融対策の実施については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第3 応急金融対策の実施」を準用します。

第4 物価の安定、物資の安定供給

物価の安定、物資の安定供給については、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第17節 第4 物価の安定、物資の安定供給」を準用します。

第18節 災害救援ボランティアの受入れと活動

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

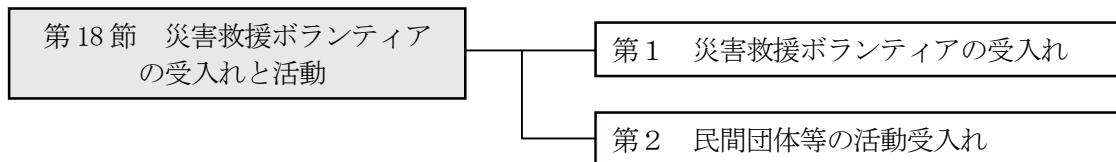
市	本部連絡班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所、自主防災組織、民間団体等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合において、市及び関係機関は、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災地におけるボランティア活動を推進します。

【施策の体系】



第1 災害救援ボランティアの受入れ

災害救援ボランティアの受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第18節 第1 災害救援ボランティアの受入れ」を準用します。

第2 民間団体等の活動受入れ

民間団体等の活動受入れについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第18節 第2 民間団体等の活動受入れ」を準用します。

第19節 災害救助法の適用

【実施主体】

市 健康福祉班

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、市内に一定規模以上の災害が発生し、災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行い、必要な救助を実施します。

【施策の体系】

第19節 災害救助法の適用 → 第1 災害救助法の適用基準と手続き

第1 災害救助法の適用基準と手続き

災害救助法の適用基準と手続きについては、「第1編 第2章 地震・津波災害応急対策計画 第19節 第1 災害救助法の適用基準と手続き」を準用します。

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編	第1編 地震・津波災害対策
計画編	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策